（若年運転者講習の受講の基準）

第三十七条の十　法第百二条の三の政令で定める基準は、同条に規定する若年運転者期間（以下「若年運転者期間」という。）にした自動車等の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為（以下この条において「若年違反行為」という。）が一般違反行為である場合（第三十八条第五項第一号イに該当する場合を除く。）において、次のいずれかに該当することとなることとする。

一　当該若年違反行為及び当該若年違反行為をする前においてした若年違反行為（特例取得免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年となつたことがあり、かつ、当該期間の初日に当たる日から末日に当たる日までの間に違反行為をしたことがない場合にあつては、当該期間前の若年違反行為を除く。以下この条において「先行若年違反行為」という。）のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計（以下この条において「若年違反合計点数」という。）が三点以上（当該若年違反行為について別表第二に定めるところにより付した点数が三点であることによつて三点となる場合を除く。）であつて、当該若年違反行為の直近の先行若年違反行為に係る若年違反合計点数が二点以下であり、又は先行若年違反行為をしたことがないこと。

二　若年違反合計点数が四点以上であつて、先行若年違反行為の回数が一回であり、かつ、当該先行若年違反行為について別表第二に定めるところにより付した点数が三点であること。

第三十七条の十一　法第百二条の三の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

（若年運転者講習の受講期間の特例）

一　海外旅行をしていること。

二　災害を受けていること。

三　病気にかかり、又は負傷していること。

四　法令の規定により身体の自由を拘束されていること。

五　社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。

六　免許の効力が停止されていること。

七　前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

第三十九条第一項中「第百四条の二の二第六項」の下に「、第百四条の二の四第六項」を加える。

第三十九条の二第二項第二号イ中「認知機能検査」を「法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査等」に改め、同号ハ中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十九条の二の五第一項第三号中「ついて法第百条の二第一項の」を「ついて」に、「（同項各号のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。）」を「に該当していること。」に改める。

若年運転者に該当している者（特例取得免許である中型自動車免許については、基準該当若年運転者に該当することとなつた時点において二十歳に達している者を除く。）又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当することとする。

第三十九条の二の四の前の見出しを削り、同条を第三十九条の二の五とし、同条の前に見出しとして「（運転経歴証明書の交付）」を付する。

第三十九条の二の三第四号中「法第百条の二第一項の」を削り、「同項各号」を「法第百条の二第一項各号」に改め、「除く」の下に「。第三十九条の二の六第一項第三号において同じ」を加え、同条に次の一号を加える。

五　当該申請に係る免許（基準該当若年運転者に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、特例取得免許である中型自動車免許を除く。）について、基準該当若年運転者（若年運転者講習を終了した者を除く。第三十九条の二の六第一項第三号において同じ。）に該当していること又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当していること。

第三十九条の二の三を第三十九条の二の四とし、第三十九条の二の二を第三十九条の二の三とし、第三十九条の二の次に次の一条を加える。

（若年運転者講習終了者に係る免許の取消しの基準）

第三十九条の二の二　法第百四条の二の四第二項の政令で定める基準は、若年運転者講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間にした自動車等の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為（以下この条において「講習後若年違反行為」という。）が一般違反行為である場合（第三十八条第五項第一号イに該当する場合を除く。）において、次のいずれかに該当することとなることとする。

一　当該講習後若年違反行為及び当該講習後若年違反行為をする前においてした講習後若年違反行為（特例取得免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年となつたことがあり、かつ、当該期間の初日に当たる日から末日に当たる日までの間に違反行為をしたことがない場合にあつては、当該期間前の講習後若年違反行為を除く。以下この条において「先行講習後若年違反行為」という。）のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計（以下この条において「講習後若年違反合計点数」という。）が三点以上（当該講習後若年違反行為について別表第二に定めるところにより付した点数が三点であることによつて三点となる場合を除く。）であつて、当該講習後若年違反行為の直近の先行講習後若年違反行為に係る講習後若年違反合計点数が二点以下であり、又は先行講習後若年違反行為をしたことがないこと。

二　講習後若年違反合計点数が四点以上であつて、先行講習後若年違反行為の回数が一回であり、かつ、当該先行講習後若年違反行為について別表第二に定めるところにより付した点数が三点であること。

第三十九条の四中「とおり」を「国又は地域」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十条の三中「とおり」を「事務」に改め、同条第一号中「第八十九条第三項前段」を「第八十九条第三項」に改め、同条第四号中「付加」を「付与」に改め、同条中第二十五号を第二十七号とし、同条第二十四号中「第百七条の四第一項」を「第百七条の四第一項前段」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条中第二十三号を第二十五号とし、第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三　法第百四条の二の四第一項、第二項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し並びに同条第六項において準用する法第百四条第二項の規定による意見の聴取り及び証拠の受取り並びに同条第三項の規定による参考人又は関係人の出頭の要求及びその意見又は事情の聴取りに係る事務

第四十条の三第二十号中「第四項前段」を「第四項」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同条第十六号中「第三項まで又は第七項ただし書」を「第四項まで」に改め、同号を同条第十七号とし、同条中第十五号を第十六号とし、同条第十四号中「判定」の下に「、同条第三項の規定による運転技能検査の結果の判定及び同条第四項の規定による免許証の更新の拒否」を加え、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第九号中「第百条の三第二項前段」を「第百条の三第二項」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、同条第七号中「運転免許試験」を「試験」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第九十七条の二第一項第三号イ」の下に「又はロ」を加え、「及び同条第二項又は第三項」を「、同号イ又はハの規定による運転技能検査の結果の判定、同条第二項の規定による試験の一部の免除の拒否及び同条第三項又は第四項」に、「運転免許試験」を「試験」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「運転免許試験」を「試験」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　法第九十一条の二第二項の規定による免許の条件の付与及び変更並びに同条第三項の規定による審査に係る事務

第四十一条の二中「次に掲げるとおり」を「第三十七条の十一各号に掲げる理由」に改め、同条各号を削る。

第四十一条の三中「第百八条の三の四」を「第百八条の三の五」に改める。

第四十三条第一項の表認知機能検査手数料の項中「三百円」を「四百円」に、「四百五十円」を「六百五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

運転技能検査手数料	千五十円
	二千五百円